

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成31年3月27日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和元年5月23日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

こ 未 第 52 号
平成31年4月26日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝 弘

財政援助団体等の監査結果についての措置状況（通知）

平成31年3月27日付けで通知のあった財政援助団体等の監査結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
特定非営利 活動法人や まがた育児 サークルラ ンド こども未来 部こども未 来課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 子育て支援施設子育てランド運営事業費補助金の実績報告書において、収支決算書の支出合計額が会計出納簿等の支出合計額とは一致しているが、科目ごとの合計では一致しないものがあった。	1 子育て支援施設子育てランド運営事業費補助金の実績報告書を提出する際には、当法人の経理システムをもとに科目ごとに整合性がとれるように執行するよう指導します。